

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策について段階的に規制が強化されます！

- ◆ 大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和3（2021）年4月から順次施行されています。

令和3年4月1日～

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 規制対象建材の拡大 | <input type="checkbox"/> 罰則の強化・対象拡大 | <input type="checkbox"/> 作業記録の作成・保存 |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 石綿含有成形板等及び仕上塗材が追加され、全ての石綿含有建材が規制対象 ✓ 追加された石綿含有建材の除去作業に作業基準が新設 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用 ✓ 下請負人も作業基準が適用 ✓ 県等の立入検査対象が拡大（下請負人、営業所等） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「有資格者等」による石綿の取り残しの有無等の確認 ✓ 作業記録の作成・保存が必要 ✓ 作業結果の発注者への報告 |

令和4年4月1日～

- 事前調査結果の報告**
- ✓ 解体等工事の事前調査結果を県等へ報告
- ✓ 電子申請の場合は、石綿則の事前調査結果も同時に報告可能

令和5年10月1日～

- 有資格者等による事前調査**
- ✓ 建築物石綿含有建材調査者などの有資格者による事前調査の実施が必要

事前調査結果の報告方法について

- 事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行います。
- 「石綿事前調査結果報告システム」では、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。

〈石綿事前調査結果報告システム〉

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 石綿事前調査結果報告システムが公開されるまでは、石綿事前調査結果報告制度の説明ページに転送されます。

なお、システムにより報告を行うには、「g BizID」への登録が必要です。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



石綿含有建材の除去等 作業手順

栃木県環境保全課
令和3年10月作成

解体等工事の発注

石綿の使用の有無に関する事前調査※1 【元・自】法18-15

※1 R5.10.1～
有資格者等による
調査義務

石綿含有建材

- ・吹付け材 ・断熱材
- ・保温材 ・耐火被覆材
- ・仕上塗材
- ・成形板等

石綿含有建材
なし

- ・発注者への事前調査結果の説明 【元】法18-15
- ・事前調査結果の記録の作成・保存 【元・自】法18-15
- ・県等への事前調査結果の報告 (R4.4.1～) 【元・自】法18-15

下請負人への説明 【元】法18-16.22

特定粉じん排出等作業
実施の届出【発・自】法18-17

作業計画の作成 【発・自】規則16-4

事前調査結果の掲示・事前調査結果の現場への備え置き【発・自】法18-15

作業内容等の掲示 【元・自】規則16-4

大気中の石綿濃度測定※2

※2 吹付け石綿の
使用面積が
50m²以上に限る

特定粉じん排出等作業

- ・除去等の方法 【元・自・下】法18-19
- ・作業基準の遵守 【元・自・下】規則別表7
- ・作業中の記録 【元・自・下】規則16-4
- ・作業完了の確認 【元・自】規則16-4

- ・発注者への報告及び保存 【元】法18-23
- ・作業記録の作成及び保存 【元・自】法18-23

※3 添付資料
(1) 石綿濃度
測定結果
(2) 施工写真
(3) 作業記録

作業完了報告書の提出※3

解体等工事

石綿の調査

作業の準備

作業の実施中

完了後

お問い合わせ先

担当課	所在地	連絡先
県環境保全課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3188
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川51-9	0288-23-1000
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町116-1 芳賀庁舎	0285-81-9002
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市中央1-9-9 那須庁舎	0287-22-2277
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町607 安蘇庁舎	0283-23-4445
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-4309
宇都宮市環境保全課	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2420

☐: 指導基準

法 : 大気汚染防止法
規則: 大気汚染防止法
施行規則

【発】: 発注者

【元】: 元請業者

【自】: 自主施工者

【下】: 下請負人